

01014

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
毎週火、金曜日発行(但休日は翌日)

鳥取県公報

条例

薬局等の配置の基準を定める条例

昭和三十九年七月十五日

鳥取県条例第四十四号

鳥取県知事 石破二朗

薬局等の配置の基準を定める条例

(目的)

第一条 この条例は、別表に掲げる地域について薬事法
(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」とい
う。) 第六条第四項(同法第二十六条第二項及び第四
項並びに第二十八条第四項において準用する場合を含
む。)の規定に基づき、薬局並びに一般販売業及び薬
種商販売業の店舗(以下「薬局等」という。)の設置
の場所の配置の基準を定めることを目的とする。

(薬局等の配置の基準)

第二条 別表に掲げる地域内における薬局等の設置の場
所が配置の適正を欠くと認められる場合は、薬局等の

鳥取県特別職報酬等審議会条例

条例の一部を改正する

鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正す

る条例の一部を改正する

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の

一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例

鳥取県種畜種付及び精液の譲渡及び注入

手数料条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害

補償に関する条例の一部を改正する条例

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する

条例の一部を改正する

鳥取県特別職報酬等審議会条例

若しくは合併により設立された法人が、引き続き同一の場所で、薬局を開設しようとし、又は一般販売業若しくは薬種商販売業を行なおうとするとき。

八 薬局開設者、一般販売業者又は薬種商が、天災事変、土地の収用その他これらに類する理由により、薬局、一般販売業又は薬種商販売業を廃止し、同一の場所又は他の場所で、薬局を開設しようとし、又は一般販売業若しくは薬種商販売業を行なおうとするとき。

九 一定の職域内に勤務する者のみを組合員とする消費生活協同組合が、その組合員のみに利用させたため、組合員の勤務する事業所内において、薬局を開設しようとし、又は一般販売業若しくは薬種商販売業を行なおうとするとき。

十 適正な調剤の確保又は医薬品の適正な供給を図るため、知事が特に必要があると認めるとき。

(施行期日)

鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計
石破二朗

昭和三十九年七月十五日

鳥取県条例第四十五号

1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行前になされた申請に係る薬局開設の許可並びに一般販売業及び薬種商販売業の許可については、適用しない。

別表

- 一 鳥取市の区域
- 二 倉吉市の区域
- 三 米子市の区域
- 四 境港市の区域

鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計条例をここに公布する。

設置が次の各号に掲げる場合に係るもの以外のもので、その設置の場所と現に存する薬局等との間の通常歩行する最短距離が百五十メートルに満たない場合とする。

一 薬局開設者、一般販売業者又は薬種商が許可の更新を受けようとするとき。

二 薬局開設者が薬局を廃止した後、引き続き同一の場所で、薬局を開設しようとし、又は一般販売業若しくは薬種商販売業を行なおうとするとき。

三 一般販売業者(法第二十六条第二項ただし書の規定に該当する一般販売業の許可を受けた者であつて、同法同条第三項ただし書の許可を受けないものを除く。以下第五号から第八号までにおいて同じ。)が一般販売業を廃止した後、引き続き同一の場所で、一般販売業若しくは薬種商販売業を行なおうとし、又は薬局を開設しようとするとき。

四 薬種商(法第二十八条第四項において準用する同法第二十六条第二項ただし書の規定に該当する薬種商販売業の許可を受けた者であつて、同法第二十八

条第四項において準用する同法第二十六条第三項ただし書の許可を受けていないものを除く。以下次号から第八号までにおいて同じ。)が薬種商販売業若しくは一般販売業を行なうとし、又は薬局を開設しようとするとき。

五 薬局開設者、一般販売業者又は薬種商が薬局、一般販売業又は薬種商販売業を廃止した後、その者を代表者とする法人が、引き続き同一の場所で、薬局を開設しようとし、又は一般販売業若しくは薬種商販売業を行なおうとするとき。

六 薬局開設者、一般販売業者又は薬種商が死亡した後、その相続人が引き続き同一の場所で、薬局を開設しようとし、又は一般販売業若しくは薬種商販売業を行なおうとするとき。

七 法人である薬局開設者、一般販売業者又は薬種商が解散した後、その法人の解散の際代表者であつた者、その者を代表者とする法人又は合併後存続し、業を行なおうとするとき。

(設置)

鳥取県条例第四十六号

鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二百九条第二項の規定に基づき、有料道路大山環状道路事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、有料道路大山環状道路事業収入、一般会計からの繰入金、借入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、有料道路大山環状道路事業費、借入金の償還金及び利子その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計条例をここに公布する。

昭和三十九年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

4

01017 (第3種郵便物認可) 第48号

昭和39年7月15日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第48号 (第3種郵便物認可) 4

鳥取県条例第四十六号

鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計条例

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二百九条第二項の規定に基づき、鳥取県立しかの和泉荘（以下「和泉荘」という。）の事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、和泉荘の事業収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、和泉荘事業費その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十七号
鳥取県知事 石 破 二 朗
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「國、他の都道府県若しくは別表に掲げる市町村における退職手当に関する法令の適用を受ける者（以下「他の公務員」という。）」を「職員以外の地方公務員若しくは國家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八百八十二号）第二条に規定する者（以下「他の公務員」という。）」に、「都道府県又は別表に掲げる市町村」を「地方公共団体」に改める。

附則第七項中「第十一項」を「第十二項」に改める。

附則第十九項を附則第二十項とし、附則第十八項を附則第十九項とし、附則第十七項中「附則第十二項」を「附則第十三項」に、「附則第十五項」を「附則第十四項」に、「附則第十七項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十四項を附則第十五項とし、附則第十三項を附則第十四項とし、附則第十二項中「附則第十七項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十八項を附則第十二項とし、附則第十項の次に次の一項を加える。

11 適用日に現在に在職していた職員のうち、昭和二十年八月十五日前に軍人軍属の身分を失つたことがある者の同日前における勤続期間の計算については、その身

分を失つた日以後百二十日（特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間）以内に他に就職することなく職員となつた場合においては、軍人軍属としての在職期間

附則第十九項を附則第二十項とし、附則第十八項を附則第十九項とし、附則第十七項中「附則第十二項」を「附則第十三項」に、「附則第十五項」を「附則第十六項」に改め、「附則第十一項」を「附則第十二項」に改め、

01020

7 昭和39年7月15日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第48号 (第3種郵便物認可)

| | |
|------------|-----------|
| 母子休養ホーム | 鳥取県立老人ホーム |
| 鳥取県立しかの和泉荘 | 鳥取県立岩井長者寮 |

百三十三号) 及び母子福祉法(昭和三十九年法律第一百二十九号)」に改める。

第二条の表中

| | |
|----------------|-----------|
| 鳥取県立老人ホーム | 鳥取県立岩井長者寮 |
| 鹿児 野高 町郡 | 岩美 町郡 |

を

に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

(鳥取県立しかの和泉荘における使用料の徴収)

第五条の二 鳥取県立しかの和泉荘の利用については、

別表第四に定めるところにより使用料を徴収する。

第六条の次に次の二条を加える。

(鳥取県立しかの和泉荘の管理の委託)

第六条の二 知事は、鳥取県立しかの和泉荘の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財團法人

| 休憩 | 利用の区分 | | | 金額 |
|------|----------|---------|---------|------|
| | 区 | 分 | 母子家庭その他 | |
| 宿泊 | 和室 | 一人一泊につき | 三三〇円 | 四五〇円 |
| 和室 | 一人一時間につき | 二〇円 | 三〇円 | |
| 特別和室 | 一人一時間につき | 一〇円 | 二〇円 | |

鳥取県福祉事業団に委託する。

別表第三の次に別表第四として次のように加える。

別表第四

は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年七月十五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第四十八号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十一年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「鳥取県身体障害者福祉審議会委員」

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年七月十五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第四十九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

別表改正

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の第一条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)」を「老人福祉法(昭和三十八年法律第百

を「鳥取県社会福祉審議会委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

| 別表中 | | 会議室 | 一人一時間につき | 四〇円 |
|-------|----------------|-----|----------|-----|
| 食 | 事 | | に定める額 | |
| スキ-使用 | を考慮して知事が別に定める額 | | | |
| | | | | |

別表中 利用の区分 金 額 を

| 会議室 | | 一人一時間につき | 四〇円 |
|-----|---|----------|-----|
| 食 | 事 | に定める額 | |

(鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加えを次のように改正する。

(管理の委託)

第六条 知事は、会館の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財團法人鳥取県福祉事業団に委託する。

この条例中第一条及び第二条の規定は規則で定める日から、第三条の規定は公布の日から、第四条の規定は昭

和三十九年八月一日から施行する。

附 則

この条例中第一條及び第二条の規定は規則で定める日における会議、宿泊又は休憩のための使用料については「に改める。

| | | | | |
|------|---------|--------|------|------|
| 会議 | 研修室兼娛樂室 | 一時間につき | 二〇〇円 | 三〇〇円 |
| 特別和室 | 一時間につき | 一〇〇円 | 二〇〇円 | |

備考

- 暖房期間中における宿泊、休憩又は休憩のための使用料については、この表に定める使用料の額に当該額の一割に相当する額を加算する。
- 六才以上十六才未満の者の宿泊又は休憩のための使用料は、この表に定める額の半額とし、六才未満の者の使用料は、無料とする。

(鳥取県立高等看護学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県立高等看護学院の設置及び管理に関する

条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(設置)

第七条を第八条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(管理の委託)

第七条 知事は、学院の施設設備の保全及び授業に関する事務並びにこれに附隨する事務を社団法人鳥取県歯科医師会に委託する。

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|--------------|-----|-----|---|
| 鳥取県立倉吉高等看護学院 | 鳥取市 | 倉吉市 | |

第二条 看護婦として必要な知識及び技能を修得させるため、鳥取県立高等看護学院(以下「学院」という。)を次のとおり設置する。

(鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(管理の委託)

第七条 知事は、学院の施設設備の保全及び授業に関する事務並びにこれに附隨する事務を社団法人鳥取県歯科医師会に委託する。

鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「県種畜場」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

鳥取県条例第五十号

鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例の一部を改正する条例

入手法則の一部を改正する条例

鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例の一部を改正する条例

例 (昭和二十九年三月鳥取県条例第四号) の一部を次の
ように改正する。

第一条中「鳥取県畜産試験場及び鳥取県中小家畜試験
場並びに鳥取県家畜保健衛生所」を「鳥取県畜産試験場、
鳥取県中小家畜試験場、鳥取県家畜保健衛生所及び鳥取

鳥取県条例第五十一号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例 (昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号) の一部を次のように改正する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例 (昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号) の一部を次のように改正する。

| | | | | | | | |
|-------|----------------------|------|------|--------|--------|--------|--------|
| 別表第一中 | 学校医及び学校歯科医の 補償基礎額 | 四六七円 | 七〇五円 | 一、〇三九円 | 一、三四四円 | 一、六四四円 | 一、八六七円 |
| | 学校薬剤師の補償基礎額 | 三六七円 | 五二二円 | 七五九円 | 一、〇〇九円 | 一、二四二円 | 一、四二五円 |

を

| | | | | | | |
|----------------------|------|------|--------|--------|--------|--------|
| 学校医及び学校歯科医の 補償基礎額 | 五一〇円 | 七五二円 | 一、一一二円 | 一、四五〇円 | 一、七七二円 | 二、〇〇〇円 |
| 学校薬剤師の補償基礎額 | 四〇三円 | 五六〇円 | 八〇八円 | 一、〇七八円 | 一、三一〇円 | 一、五〇八円 |

に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年十
月一日から適用する。

2 昭和三十八年十月一日前に発生した事故による死亡
若しくは負傷又は同日前にその発生が確定した疾病若
しくは当該疾病による死亡に係る公務災害補償につい
ては、なお従前の例による。ただし、第一種障害補償
及び休業補償であつて同日以後の期間について支給す
べきものにあつては、改正後の別表第一の規定による
ものとする。

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例をこ
とに公布する。

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例をこ
とに公布する。

- 第一章 通則 (第一条—第四条)
- 第二章 許可及び届出 (第五条—第十三条)
- 第三章 許可の基準 (第十四条—第十八条)
- 第四章 構造設備の基準 (第十九条・第二十条)
- 第五章 営業の基準 (第二十一条—第二十六条)
- 第六章 営業行為の基準 (第二十七条・第二十八条)

昭和三十九年七月十五日

第七章 設備を設けて客に飲食をさせる営業の深夜における規制（第二十九条—第三十三条）

第八章 補則（第三十四条）

附則

第一条各号列記以外の部分中「規定による」を削り、同条第一号中「客席で」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 第二号に属するもの

主として和風の設備を設け、客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるもの

ロ カフェー

主として洋風の設備を設け、客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるもの

第一条第四号を次のように改める。

四 第四号に属するもの

ダンスホール

設備を設けて客にダンスをさせるもの

第一条第七号を次のように改める。

七 第七号に属するもの

ぱちんこ屋、スマートボーラー屋その他三月ごとに更新を受けなければ許可が失効する遊技場

イ 三月更新遊技場

ロ 六月更新遊技場

イに該当する遊技場以外の遊技場

第五条第一項第四号を次のように改める。

四 営業種別

五 遊技機の名称、遊技の方法並びに賞品の金額、品目及び提供方法（遊技場に限る。）

第六条第一項各号列記以外の部分中「一月」を「三月」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第二条第四項に規定する特別の事情がある場合は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十五条第一項の規定による徴収猶予を受けている場合とする。

第九条第二項中「若しくは滞納処分の執行の猶予若しくは滞納処分の執行の停止を認めたことを証する書類若しくは当該娯楽施設利用税の滞納が前条第二項第二号に該当する事由によるものであることを証する証明書」を「を受けたことを証する書類」に改める。

第十一条第三号を次のように改める。

三 三十日以上継続して休業するとき又はその休業後再び営業を開始するとき。

第十四条各号列記以外の部分中「、第一号若しくは第二号の罪質又はその情状により」を削り、同条第四号中「配偶者」の下に「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「特に条件を附すことにより」を削る。

第十八条中「第十五条第一項ただし書（第十六条後段において準用する場合を含む。）による場合のほか、」

を削る。

一 営業所に十八才未満の者を客として立ち入らせない旨を営業所の店頭その他見やすい所に表示すること。

第二十七條中第六号を削り、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とする。

第二十八条第二項を削り、同条第三項中第七号を削り、第八号を第七号とし、以下一号ずつ繰り上げ、同条同項を同条第二項とする。

第七章を次のように改める。

第七章 設備を設けて客に飲食をさせる

営業の深夜における規制

(場所の制限)

第二十九條 法第四条の二第一項に規定する営業で、喫茶店、サロンその他の主として酒類以外の飲み物又は茶菓を客に飲食させるもの（以下「喫茶店」という。）は、営業の場所が別表に掲げる地域にあるときは、次の各号に掲げる営業を除き、深夜においては、営んで

はならない。ただし、特別の事情があつて、あらかじめ公安委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。
一 駅、港湾、空港等の旅客施設において、その施設の管理者又は管理者の指定する者により、もつぱらその事業又は事務所等の施設において、もつぱらその事業又は事務に従事する者に利用させるために営まれるもの

二 旅館業法による旅館業の施設と兼ねるもの除き、営業用家屋等で客を就寝させ、又は宿泊させないと。

三 客室の内部に見とおしを妨げるような設備をしないこと。

四 善良の風俗を害するおそれのある絵画、広告物、

はならない。ただし、特別の事情があつて、あらかじめ公安委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。
一 駅、港湾、空港等の旅客施設において、その施設の管理者又は管理者の指定する者により、もつぱらその事業又は事務所等の施設において、もつぱらその事業又は事務に従事する者に利用させるために営まれるもの

二 旅館業法による旅館業の施設と兼ねるもの除き、営業用家屋等で客を就寝させ、又は宿泊させないと。

三 客室の内部に見とおしを妨げるような設備をしないこと。

四 善良の風俗を害するおそれのある絵画、広告物、

旅行者に利用させるために営まれるもの

二 事業所又は事務所等の施設において、もつぱらその事業又は事務に従事する者に利用させるために営まれるもの

(行為の制限)

第三十一条 法第四条の二第一項に規定する営業を當む者は、深夜においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 客引をしないこと。
二 府令で定めるところに準じて計つた客席における照度を二十ルクス以上に保つこと。

三 営業所でみだらな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれら的行为をさせないこと。
四 営業所で人声、楽器、ラジオ等の音を異常に大きく出して近隣に迷惑をかける行為をし、又は客にこれら的行为をさせないこと。

五 営業所でダンス、ショー、楽器による演奏、競技その他興行の類をし、又は客にこれらの行為をさせ

ること。
六 旅館業法による旅館業の施設と兼ねるもの除き、営業用家屋等で客を就寝させ、又は宿泊させないと。

七 料金及び税額を客の見やすい所に表示すること。
八 客の求めない飲食物を提供しないこと。

(構造設備の制限)

第三十二条 法第四条の二第一項に規定する営業の営業所の構造設備は、深夜においては、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 客室は、一室の面積が九・五平方メートル以上とすること。ただし、客室が一室である場合は、この限りでない。

二 府令で定めるところに準じて計つた客席における照度を二十ルクス以上に保ち得るものであること。

三 客室の内部に見とおしを妨げるような設備をしないこと。

装飾その他の設備をしないこと。
五 客室に施錠の設備をしないこと。

別表
附則の次に別表として次のように加える。

(年少者に関する禁止行為の除外)
第三十三条 法第四条の三第二項第一号の条例で定める場合は、第二十九条第一号及び第二号、並びに第三十条第一号及び第二号に規定する営業並びにもつぱら食事を客に提供する営業の営業所に客として立ち入らせる場合とする。

2 法第四条の三第二項第二号の条例で定める場合は、

第二十九条第一号及び第二号並びに第三十条第一号及び第二号に規定する営業並びにもつぱら食事を客に提供する営業の営業所に客として立ち入らせる場合とする。

第七章の次に次の二章を加える。

第八章 補則

(公安部会規則への委任)

第三十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安部会規則で定める。

二丁目、梶川町、南本寺町、南町、寿町、北本寺町、元鉄物師町、新鉄物師町、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、相生町四丁目、新品治町、丹後片原町、薬師町、川下町、吉方町一丁目、吉方町二丁目、吉方町三丁目、吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目、末広温泉町、永楽温泉町、立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、立川町四丁目、立川町五丁目、行徳、西品治、田島、卯垣、吉成、富安、古市、大森町、賀露町及び吉岡温泉町の区域

二 米子市のうち勝田町、博労町一丁目、博労町二丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、桃町一丁目、桃町二丁目、道笑町一丁目、道笑町二丁目、道笑町三丁目、道笑町四丁目、日野町、万能町、茶町、塩町、昭和町、明治町、弥生町、末広町、大工町、愛宕町、祇園町一丁目、祇園町二丁目、東山町、陽田町、長砂町、日久美町、大谷町、陰田町、富士見町一丁目、富士見町二丁目、富士見町、日ノ出町、錦町一丁目、錦町二

丁目、錦町三丁目、角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、法勝寺町、紺屋町、四日市町、東倉吉町、西倉吉町、朝日町、尾高町、寺町、岩倉町、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、花園町、東町、中町、加茂町一丁目、加茂町三丁目、久米町、西町、天神町一丁目、天神町二丁目、内町、旗ヶ崎、上後藤、車尾、兩三柳、河崎、皆生、上福原、東福原、西福原、米原、彦名町及び大篠津町の区域

三 倉吉市のうち湊町、東町、葵町、仲之町、荒神町、堺町一丁目、堺町二丁目、研屋町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、福吉町、福吉町二丁目、魚町、東仲町、西仲町、西町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、広瀬町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、河原町、余戸谷町、明治町、下田中、円谷、米田、駄経寺、昭和町、巖城、宮川町、大正町、越前町、住吉町、西倉吉町、上井、上井町一丁目、上

昭和39年7月15日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第48号 (第3種郵便物認可)

第一条 知事の諮問に応じ、議会の議員等の報酬等の額について審議するため、鳥取県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(設置)

第二条 知事は、議会の議員の報酬の額及び知事の給料

鳥取県条例第五十三号

鳥取県特別職報酬等審議会条例

に規定する業種別による許可を受けている者は、それぞその業態に応じ、これに対応するこの条例第一条に規定する業種別による許可を受けたものとみなす。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定によりしている許可の申請その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定により行なわれたものとみなす。

鳥取県特別職報酬等審議会条例をここに公布する。

昭和三十九年七月十五日

鳥取県知事 石破二朗

(会長)

の額に関する条例を議会に提案しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第三条 審議会は、委員十人以内をもつて組織する。
2 委員は、鳥取県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要のつど、知事が任命する。
3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(諮詢)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

昭和39年7月15日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第48号 (第3種郵便物認可) 18

井町二丁目及び丸山町の区域

四 境港市のうち岬町、花町、東雲町、入船町、東本町、朝日町、中町、相生町、末広町、本町、栄町、日之出町、松ヶ枝町、京町、大正町、明治町、弥生町、馬場崎町、米川町、蓮池町、上道町及び佐斐神町の区域

五 岩美町のうち大字岩井の区域

六 気高町のうち大字浜村及び大字勝見の区域

七 羽合町のうち大字上浅津の区域

八 東郷町のうち大字中興寺、大字松崎、大字旭及び

九 三朝町のうち大字山田及び大字三朝の区域

十 開金町のうち大字開金宿の区域

十一 大山町のうち大山の区域

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の風俗営業等取締法施行条例(以下「改正前の条例」という。)第一条

1 材質は、金属製とする。

2 尺法は、縦三十五センチメートル横十センチメートルとする。

3 縁及び文字は、銀色とし、その他の部分は、黒色とする。

(第二号様式)

風俗営業(営業の種別)

第三条 様式を次のように改める。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(雑則)

第六条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に關し必要な事項は、知事が定める。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

昭和四年四月十五日第三種
発行日 火 金

発行者 県島取市東町一丁目
印刷所 県島取市栗谷町印刷
〔定価〕 一部月額二五〇円(送配料共)
一所 県